

健康保険被扶養者（異動）届

常務理事	事務長	次長	課長	課長代理	係長	主任	係

健康保険被保険者証の記号	健康保険被保険者証の番号	被 保 険 者 の 氏 名	生 年 月 日	性別	資格取得年月日	標準報酬月額			
			昭和 平成 令和	年 月 日	男 女	昭和 平成 令和	年 月 日		千円
被保険者の住所				電 話 番 号		備考			
				()					

◎ ◎ 事実が発生した日から5日以内に必ず提出してください。
添付書類は裏面を参照してください。

増加 又は 減少	フリガナ	生 年 月 日	性別	続柄	職 業	同居 別居 の別	被扶養者になった日 又は 被扶養者削除日	被扶養者になった理由 又は 除かれた理由	証回収	備 考
増・減	被扶養者の氏名	昭和 平成 令和	年 月 日	男・女	長男等		令和 年 月 日	新規・出生・婚姻・退職 就職・離婚・死亡 その他()	添付 減失 返不能	
						円				
※一時的な収入の増加に該当する・しない(該当するに○をつけた方は裏面の「一時的な収入の増加」をご参照ください)										
増・減		昭和 平成 令和	年 月 日	男・女		同居 別居	令和 年 月 日	新規・出生・婚姻・退職 就職・離婚・死亡 その他()	添付 減失 返不能	
						円				
※一時的な収入の増加に該当する・しない(該当するに○をつけた方は裏面の「一時的な収入の増加」をご参照ください)										
増・減		昭和 平成 令和	年 月 日	男・女		同居 別居	令和 年 月 日	新規・出生・婚姻・退職 就職・離婚・死亡 その他()	添付 減失 返不能	
						円				
※一時的な収入の増加に該当する・しない(該当するに○をつけた方は裏面の「一時的な収入の増加」をご参照ください)										

事業所所在地	〒 -
事業所名称	
事業主氏名	
電 話	() 番

令和 年 月 日 提出

受 付 日 付 印

パッケージ工業健康保険組合

社会保険労務士の提出代行者印

認定について

◎ 収入条件（主として被保険者の収入により生活していることが前提）

- ・60歳未満・・・・・・・・年間収入130万円未満
 - ・60歳以上または障害者・年間収入180万円未満
- } かつ被保険者の年間収入の1/2未満
(障害者とは、概ね厚生年金法による障害年金の受給要件に該当する程度である場合)

◎ 認定日の基準

- ・事実発生日から1ヶ月以内（組合受付日）・・・事実発生日まで遡り認定
(主な例)
退職日から1ヶ月以内の場合・・・・・・・・退職日の翌日（喪失日）
婚姻による入籍から1ヶ月以内・・・・・・・・入籍日
(入籍日がわかる書類添付の場合)
失業給付受給終了後から1ヶ月以内・・・・・・・・支給終了日の翌日
- ・事実発生日から1ヶ月以上（組合受付日）・・・組合受付日
- ・出生による子の場合・・・・・・・・誕生日

◎ 削除日の基準

- ・就職、離婚、結婚、扶養義務者の変更・・・・・・・・事実発生日
- ・死亡の場合・・・・・・・・死亡日の翌日

◎ 認定できない場合（主な例）

- ・失業給付金・傷病手当金・出産手当金・労災給付金等を受給中の方
- ・子供の申請時において、収入額が被保険者よりも配偶者の方が多い

◎ 主な扶養の範囲

同居でなくてもよい
配偶者
子
父母・祖父母
弟妹・孫・兄姉

※1 同居が条件

義父母
甥・姪
伯（叔）父・伯（叔）母

◎ 16歳以上の申請時の提出書類一覧（下記書類以外・16歳未満でも、追加で書類の提出を求めることがあります）

家族の状況	添付書類	
学生の方	有効期限が確認できる「学生証（写）」または「在学証明書」（全日制以外の高校生の方は上記に加え「所得・非課税証明書」）	
1年以上無収入の方	「所得・非課税証明書」	
1年以内に退職した方	離職票の交付を受けたが失業給付を受給しない	「離職票1・2（写）」と受給意思のない申出書
	退職時に離職票交付を希望しなかった	「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）」
	失業給付すでに受給終了	支給終了印のある「雇用保険受給資格者証の（写）」
	失業給付の受給期間延長	「受給期間延長通知書（写）」または「離職票1・2（写）」と受給意思のない申出書
	雇用保険未加入	雇用保険未加入の確認および退職日が確認できる書類「退職証明書」
公務員	「辞令（写）」	
パート・アルバイト等の方	「直近3ヶ月分の給与明細（写）」または金額が推測できる「雇用契約書（写）」	
自営業の方	「所得・非課税証明書」または直近の「確定申告書（控）の（写）」	
廃業した方	個人事業の「廃業届出書（写）」	

●上記に加え

年金受給の方（遺族・障害・老齢等）	直近の「年金振込通知書（写）」
別居の方	仕送りの金額が確認できる書類 直近3ヶ月分以上の「振込受領書（写）」等
※1の同居が条件の方	続柄記載の世帯全員の「住民票」
外国人の方／被保険者と姓が異なる方	「続柄記載の住民票」／「戸籍謄（抄）本」
一時的な収入の増加	「被扶養者認定の収入に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明」